

活力で未来にチャレンジ中小企業

投資育成制度のご案内

〈中小企業の自己資本の充実のために〉



中小企業庁

中小企業投資育成制度について

中小企業が経営基盤を強固にして健全な発展をしていくためには、自己資本の充実が必要ですが、中小企業には、ある程度の規模に達すると資金需要が多額となるため、資本を調達することに限界が生じるといった問題があります。

こうした中小企業に対して、自己資本の充実と、その健全な成長発展を図るための投資等を行うことを目的として、昭和38年11月に中小企業投資育成株式会社法(昭和38年法律第101号)に基づき、投資業務を実施する唯一の政策実施機関として、中小企業投資育成株式会社(以下、「投資育成会社」という。)が東京、名古屋および大阪に設立されました。以来60年以上にわたり投資育成会社は、中小企業の成長段階に応じて適切な投資・育成を行うことで中小企業の健全な成長発展を支援しています。

なお、投資育成会社は、投資に際して投資先企業の経営の自主性を尊重する姿勢をとっておりますので、投資先企業にとって最も安心できる外部株主となります。

対象となる方

資本金の額が3億円以下の株式会社または資本金の額が3億円以下の株式会社を設立しようとする方

なお、以下の法律に基づく特例による新規投資の場合は、資本金の額が3億円を超えるものであっても投資対象になります。

- 中小企業労働力確保法
- 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律
- 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法
- 大学等技術移転促進法
- 中小企業等経営強化法
- 農林漁業バイオ燃料法
- アジア拠点化推進法
- 下請中小企業振興法
- 産業競争力強化法
- 中心市街地活性化法
- 地域未来投資促進法
- 5G 促進法
- 研究開発力強化法
- 経済安全保障推進法
- 沖縄振興特別措置法

基本的に業種は問いませんが、公序良俗に反する事業や投機的な事業は対象外となります。

支援内容

投資育成会社から以下の投資を受けることができます。(投資に際しては、投資育成会社による審査があります。)

投資事業

- (1) 株式会社の設立に際して発行される株式の引受け
- (2) 増資に際して発行される株式の引受け
- (3) 新株予約権の引受け
- (4) 新株予約権付社債の引受け

なお、必要に応じて、対象となる企業が保有する自己株式の取得や追加投資を受けることができます。

投資資金は担保が不要な長期安定資金であり、設備投資や研究開発に活用することができます。

また、企業の将来性を評価して投資を行っている投資育成制度を利用することは、単なる資金調達だけでなく、取引先や金融機関等に対する信用力向上が期待できます。

■ 育成事業（コンサルテーション事業）

投資育成会社は、株式、新株予約権、新株予約権付社債を引き受けている投資先企業の信頼できるパートナーとして、以下の支援を行います。

経営権安定化

長期安定株主として協力し、分散した株主構成の改善など、一層の安定した経営体制作りをお手伝いします。

事業承継支援

長期安定株主として、次世代の経営者の経営体制も引き続きバックアップし、スムーズな事業承継を支援いたします。また、豊富なメニューで後継者育成等もお手伝いします。

株式上場支援

中立的な立場から、資本政策の立案や内部管理体制の整備などの株式上場準備をサポートします。

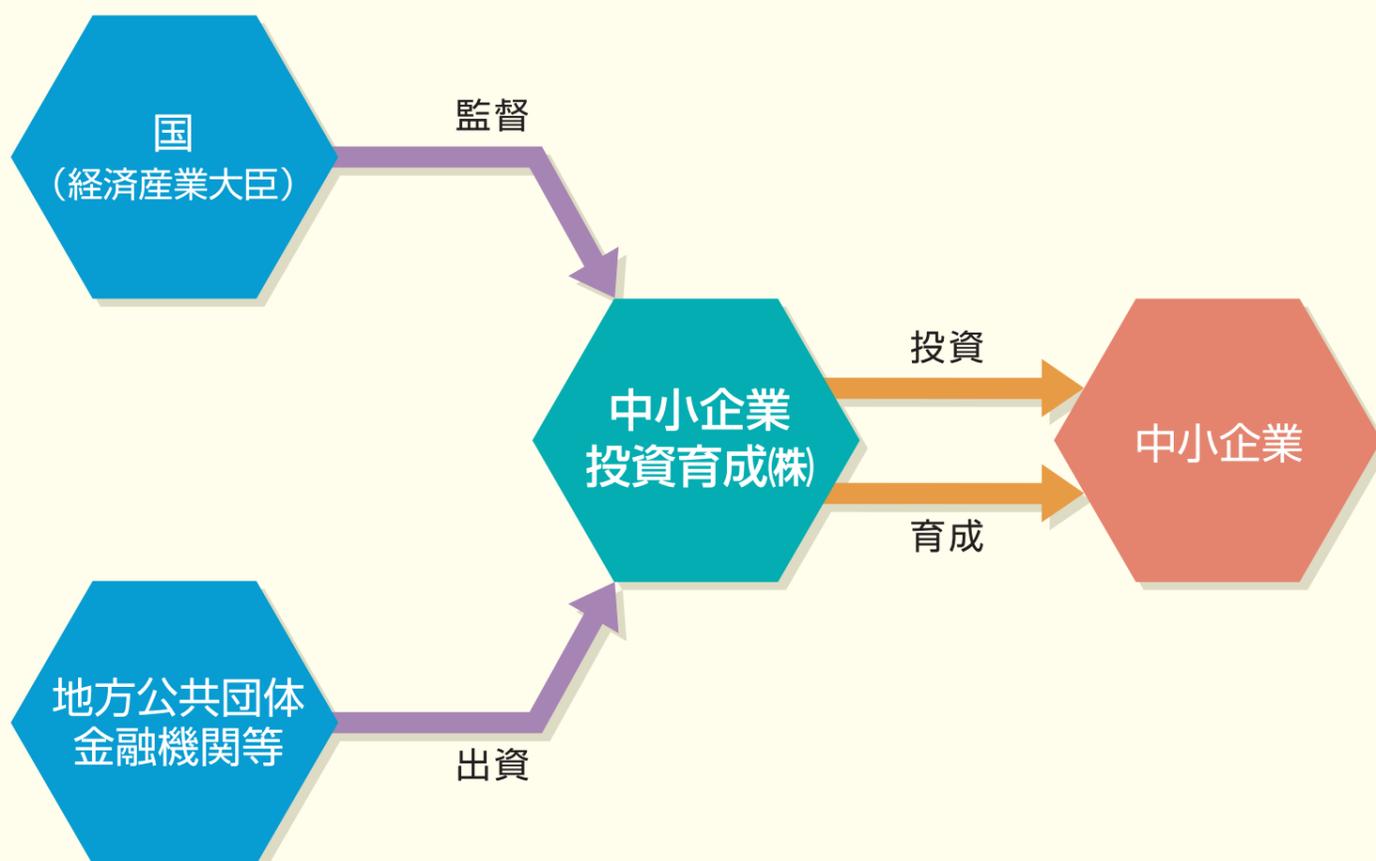
ビジネスマッチング

投資先企業経営者が会するセミナー・勉強会の開催により、相互啓発・異業種交流の場を提供します。販路拡大や業務提携などに繋がるケースもあります。

人材育成支援

テーマ別、階層別に多様な研修を提供しており、計画的な人材育成・教育を実施することができます。

【投資育成制度の仕組み】



ご利用方法

中小企業投資育成株式会社に相談・申込みをいただいた後、審査を経て投資の可否が決定されます。

ご相談	事業の概況、増資計画等についてのヒアリング。 (会社パンフレット、最近3期分の決算書、株主名簿等の提出。)
お申込み受付	投資決定に必要な資料の提出。 (事業計画書、事業経歴書、役員等のご略歴、製品カタログ等の提出。)
審査(事業調査)	本社・工場等の訪問。 経営方針、事業計画、事業内容、収益見通し等についてのヒアリング。 経営者の方に投資育成会社でのプレゼンテーションをお願いすることもあります。
投資決定	引受けの可否および条件を投資育成会社内で機関決定。
資金払込み	株式、新株予約権付社債等の発行手続きと資金の払い込み。
プレスリリース	新聞社等へのプレスリリース。

問い合わせ・相談窓口

新潟・長野・静岡以東の18都道県に本社を置かれている企業

東京中小企業投資育成株式会社

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷3-29-22

URL:<https://www.sbic.co.jp/>

電話:03-5469-1811(代) FAX:03-5469-5875

愛知・岐阜・三重・富山・石川の5県に本社を置かれている企業

名古屋中小企業投資育成株式会社

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-16-30東海ビルディング

URL:<https://www.sbic-cj.co.jp/>

電話:052-581-9541(代) FAX:052-583-8501

福井・滋賀・奈良・和歌山以西の24府県に本社を置かれている企業

大阪中小企業投資育成株式会社

〒530-6128 大阪市北区中之島3-3-23中之島ダイビル

URL:<https://www.sbic-wj.co.jp/>

電話:06-6459-1700(代) FAX:06-6459-1703

(九州支社 電話:092-724-0651(代) FAX:092-724-0657)

中小企業庁財務課

東京都千代田区霞が関1-3-1(〒100-8912)